

興行場法施行条例施行規則等の一部を改正する規則（案）の概要

千葉県健康福祉部衛生指導課

1 趣旨

生活衛生関係営業等の事業譲渡による地位の承継について、これら営業の事業譲渡においては、新たな許可の取得を行うことなく、事業を譲り受けた者が、営業者の地位を承継できることなどを内容とする「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」（令和5年6月14日公布）により「旅館業法」等の一部が改正され、事業譲渡による事業承継の手続が整備された。

加えて、興行場営業については、「興行場法施行条例」（以下「条例」という。）の一部改正（同年10月17日公布）により、興行場営業以外の営業については、「旅館業法施行規則」等の一部改正（同年8月3日公布）により、事業譲渡により営業者の地位を承継する者が届出すべき事項などについて定められた。

この度、これらの改正を受け、「旅館業法」等の法令及び条例の施行に関し必要な事項を定める、以下の規則について、事業譲渡による営業者の地位承継に係る届出の添付書類及び様式を定めるなどの改正を行うものである。

2 改正を行う規則

- ① 興行場法施行条例施行規則
- ② 食品衛生法施行細則
- ③ 旅館業法施行細則
- ④ 理容師法施行細則
- ⑤ 美容師法施行細則
- ⑥ クリーニング業法施行細則
- ⑦ 公衆浴場法施行細則

3 改正内容

（1）全ての規則の共通事項

- ア 事業譲渡における届出様式を規定する。
- イ その他所要の改正を行う。

（2）各規則ごとの改正事項

①興行場法施行条例施行規則

- ア 事業譲渡に伴う興行場営業許可の申請手続における添付書類の省略を可能とす

る規定等の削除を行う。

イ 改正後の条例第2条の2第2項の規則で定める書類（当該届出書の添付書類）については以下の書類とする。

（ア）興行場営業の譲渡が行われたことを証する書面

（イ）届出者が法人の場合には、登記事項証明書

②食品衛生法施行細則

承継の届出書の規定を届出営業者について準用することを定める。

③～⑦の規則

新規届出様式に規程されている譲渡したことを証する旨の記載を削除する。

4 施行期日

「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」の施行の日